

就学援助費支給申請書(令和7年6月分まで)

記入例

東松山市長 宛て

以下のとおり支給を申請します。なお、この申請に当たっては、次の事項について同意します。

- 1 支給の可否に係る審査に当たって、世帯全員の住民基本台帳及び市県民税課税台帳を確認すること。
- 2 支給が決定した場合、校外活動費及び修学旅行費に係る就学援助費の支給に関する事務を児童生徒の在籍する学校の校長に委任すること。
- 3 児童生徒の在籍する学校長が必要と認める場合において、就学援助費を当該校長の指定する金融機関の口座に振り込むこと。
- 4 就学援助費の返還を要し、かつ、東松山市に対する当該返還に係る債務の履行に遅滞が生じた場合において、当該債務の回収に必要な範囲で、関係諸機関より申請者( )に係る個人情報の提供を受けること。

令和 年 月 日

② 東松山市松葉町1-2-3 まつやまハイツA棟  
 申請者(保護者)氏名: 松山 花子 (※)  
(※)署名又は記名押印(氏名が自筆の場合は押印不要)

③ 電話番号 0493 - 23 - 2221  
 090 - 2322 - 22XX

令和6年度 在籍校	東松山市立	小学校	前年度(令和5年度) の申請の有無	有・	⑥
		中学校			

世帯の状況(生計を同じくする方を全員記入してください。)

氏名	申請者との続柄	生年月日	職業(勤務先)又は 在籍する学校名・学年	令和6年1月1日 現在の住民 登録の有無
⑤ マツヤマ ハナコ 松山 花子	申請者 (本人)	昭和 57年 3月 3日	〇〇商店勤務(パート)	有・無
マツヤマ タロウ 松山 太郎	夫	昭和 54年 1月	① 単身赴任(例)□□勤務 (■市在住) ④	有・無
マツヤマ リョウコ 松山 良子	子	平成 16年 5月	② △△大学 1 (▲市在住)	有・無
マツヤマ イチロウ 松山 一郎	子	平成 23年 3月 6日	松山中学校 2年	有・無
マツヤマ ジロウ 松山 二郎	子	平成 28年 5月 6日	松山第一小学校 2年	有・無
マツヤマ ショウイチ 松山 正一	父	昭和 16年 2月 12日	③ 無職	有・無
		年 月 日		有・無
		年 月 日		有・無

口座振替依頼書  
 就学援助費の支給が決定した場合は、下記の振替先へ就学援助費(学校給食費及び医療費に係る就学援助費を除く。ただし、既に支払いを終えた月分の学校給食費に係る就学援助費を含む。)の振込みを依頼します。

※前年度就学援助を受給していて、振替先口座に変更が無い場合、以下の欄への記入は不要です。

⑦ 振替先	金融機関名	まつやま	本店
		まつやま	支店
	普通	口座番号	1234567
	ゆうちょ銀行の場合	記号 - 番号	-
	口座名義人(カタカナで記入)	マツヤマ ハナコ	

就学援助費支給申請書 記入時の注意事項

- ① 日付は、申請書を提出する日を記入してください。
- ② 住所は、アパート名や棟名、部屋番号まで記入してください。
- ③ 日中の連絡が取りやすいよう、携帯電話を所持している場合は、記入してください。  
※申請者以外の所有する携帯電話の番号を記載する場合は、( )で補足してください。  
 例: 090-2322-21XX(夫)

- ④ 在籍する学校を記入してください。  
※兄弟姉妹がいる場合でも、1枚の申請書で申請できます。

- ⑤ 同居の有無に関わらず、生計を同じくする方を全員漏れなく記入してください。  
なお、「世帯の状況」欄に同居親族の記載がない場合、公共料金の領収書の写し等、生計が別であることを証明する書類の提出が必要となります。

- 例1 夫が東松山市外に単身赴任している例です。  
夫の住民登録が東松山市にない場合でも、生計を同じくするため、記入が必要です。
- 例2 東松山市外に住民登録している大学生の子に仕送りしている例です。  
例1と同様、子と生計を同じくするため、記入しています。
- 例3 生計を同じくする方が無職の場合には、空欄にせず「無職」又は「なし」と記入します。

- ⑥ 令和6年1月1日現在で、東松山市の住民登録の有無を記入してください。  
東松山市に住民登録がない方で、令和5年中に収入がある場合は、その方の令和6年度(令和5年分)の所得に関する証明書の提出が必要です。

- 例4 単身赴任中の夫には収入があるため、住民登録のある市区町村で証明書を取得し、提出します。  
大学生の子については、税法上の被扶養者になっている場合には、証明書を提出する必要はありません。

\* 令和6年1月1日時点で東松山市に住民登録がない方は所得に関する証明書が必要です \*

- 証明書は、令和6年1月1日時点で住民登録している市区町村で取得できます(有料)。  
郵便による請求もできますので、詳しくは各市区町村の税務担当課へお問い合わせください。
- 証明書は、例年6月上旬から交付されます。  
5月までは、就学援助費支給申請書の提出を先に済ませ、所得に関する証明書は後日提出してください。  
5月までに申請書を提出した場合、所得に関する証明書の提出期限は令和6年6月14日(金)です。  
※提出が遅れる場合は必ず学校教育課までご連絡ください。

- ⑦ 保護者の口座を記入してください。  
前年度に就学援助費を受給していて、口座に変更がない場合は記入不要です。  
ゆうちょ銀行の場合は通帳(キャッシュカード)の記号・番号を記入してください。